令和7年度版

根占中学校生徒心得

【めざす生徒像】

・自ら学ぶとともに，考え，意思を表現できる生徒（自主）
・自他を思い，人間性豊かな生徒（敬愛）
・心身を鍛えたくましく生きる生徒（錬磨）

ねっちゅう PRIDE 5ヵ条

凡事徹底

～当たり前のことを当たり前に～

1 美しい姿勢

2 愛されるあいさつ

3 時間厳守による信頼

4 心を込めた掃除

5 前向きなチャレンジ

南大隅町立根占中学校

（ ）年（ ）組（ ）番　氏名（ ）

＊ この「生徒心得」は，常にかばんの中に入れておき，いつでも自分で確認できるようにしておきましょう。中学校生活を過ごす上での規準となります。

根占中学校校歌

作詞　釜付和江
作曲　兼廣晨史

一
遥(はる)か辻岳　陽(ひ)に映(は)えて
豊かな大地に　虹は立つ
郷土(きょうど)の誇り　受けつぎて
高き理想に　結ばれる
ああ学びあう　根占中

二
御嶽仰(おんたけあお)ぐ　ふるさとは
健(すこ)やか若人(わこうど)　集(つど)い合う
自主友愛の　花開き
学びの和と輪　重ね合い
ああ励みあう　根占中

三
雄川(おがわ)に映(は)ゆる　大楠(おおくす)は
世界の友の　寄るところ
共に肩くみ　はつらつと
真理の道を　進みゆく
ああ磨(みが)きあう　根占中

日課表

南大隅町立根占中学校

A校時	B校時（清掃カット）	C校時（朝活動＋清掃カット）	月	火	水（B校時）	木	金	土曜校時	
8:15-8:20	8:15-8:20	8:15-8:20	出席確認・諸連絡					8:15-8:20	出席確認諸連絡
8:20-8:30	8:20-8:30		職員朝会コラム学習	生徒集会全校朝会朝読書	チャレンジタイム	朝読書	職員朝会朝読書	8:20-8:30	朝の会健康観察
8:30-8:40	8:30-8:40	8:20-8:30	朝の会健康観察	（朝読書）朝の会健康観察	朝の会健康観察	朝の会健康観察	朝の会健康観察		
8:50-9:40	8:50-9:40	8:40-9:30	1校時					8:40-9:30	1校時
9:50-10:40	9:50-10:40	9:40-10:30	2校時					9:40-10:30	2校時
10:50-11:40	10:50-11:40	10:40-11:30	3校時					10:40-11:30	3校時
11:50-12:40	11:50-12:40	11:40-12:30	4校時					11:35-11:45	帰りの会
12:40-13:15	12:40-13:15	12:30-13:05	給食					11:55-12:05	校務整理
13:15-14:00	13:15-14:00	13:05-13:50	昼休み					○各種会議（基本） 火…企画委員会 木…生徒指導部会	
14:00-14:10			清掃						
14:20-15:10	14:00-14:50	13:50-14:40	5校時					（その他） 毎月末の月曜日をB校時にして学校専門部会を実施する。	
15:20-16:10	15:00-15:50	14:50-15:40	6校時						
16:15-16:25 （5時間授業時） 15:15-15:25	15:55-16:05	15:45-15:55	帰りの会					毎週水曜日は原則B校時、ノー部活動デイとして16:05～各教科教材研究	
16:35-16:45 （5時間授業時） 15:40-16:45	16:15-16:45	16:05-16:45	職員会議・職員研修	校務整理	教材研究	校務整理	校務整理		

１．　根占中学校生徒の１日の生活の流れ

時間	活動	態度や気をつけること	生徒会活動
7：55	登校 準備 提出物	○服装，身なりを整え，決まった通学方法で交通ルールを守る。 ○友だちや先生に元気よくあいさつする。 ○**７：５５までに正門を通過し，８：０５入室完了。** ※遅刻者は遅刻者カードに記入し，１時間目休み時間までに生徒会環境生活部長／副部長に提出する。 ○一日の流れを確認し，忘れ物等がないか確認する。 ※忘れ物があった場合は，朝のうちに教科担任に連絡する。 ○かばん，補助バッグは，自分の棚にきれいに整理整とんする。 ○宿題や提出物を確実に提出する。 ○８：１０には全員着席し，静かな状態で朝の活動スタート。	○正門でのあいさつ運動 ○環境生活部による点検活動 ・遅刻者 ・自転車置き場 ・カバン棚 ○健康観察簿受け取り ○提出物点検 ○朝の放送
A校時 8：10	朝読書 朝自習 全校朝会	○座って私語をせず静かに取り組む。※宿題はしない ○集会の場合は８：１０までに体育館に整列し黙想をして待機する。 ・総務，副総務は整列・着席・黙想をさせ，担任へ人数を報告する。	○図書部，読書点検 ○学習部，自習点検 ○総務，副総務，整列
8：30	朝の会	○体調のすぐれない生徒は，健康観察で必ず担任へ連絡する。 ○各専門部からの連絡を行う。 ○服装点検を行う。	○日直，司会 ○健康観察簿提出 （１時間目開始までに）
8：50	授業	○「３分前入室，２分前着席，１分前黙想」で良いスタート。 ○授業の始まり・終わりは元気な声であいさつする。総務・副総務は身なりを整えさせ，語先後礼で「姿勢・礼・着席」の号令をかける。 ○学習用具を忘れないようにする。生徒同士で貸し借りはしない。 ○デスクマットに不要なプリント類を挟まない。なるべく空にする。	○総務，副総務号令 ○学習部，入室・着席・黙想点検
	休み時間	○授業準備を行い，３分前入室，２分前着席，１分前黙想を徹底する。	○黒板消し，消灯等
12：40	給食	○給食当番は，まず手洗い・うがいをする。教室で給食着，マスクを着用し１２：４５までにコンテナ室へ取りにいく。当番以外は，手洗い・うがいを行い，着席して静かに待つ。 ○配膳は残らないようにつぎ分け１２：５５までに「いただきます」。 **※放送がある場合は黙って聴く** ○食後はおぼん，牛乳パックの洗浄，乾燥を行い，歯磨きする。 ○１３：１５「ごちそうさま」ができるように時間をみて食べる。 ○給食当番は，１３：２０までにコンテナ室に持っていく。	○保体部の点検活動 ・コンテナ室 ・準備・着席完了 ・マスク着用 ・おぼん拭き・台拭き ○給食の放送
13：15	昼休み	○作業がある場合は，机・椅子を引いてから昼休みに入る。 ○校舎内で暴れたり，大声を出したりしない。 ○体育館開放，道具貸出のルールを守る。 ○翌日の教科連絡を昼休みまでに済ませる。	○保体部による体育館開放点検 ○教科連絡
14：00	清掃	○時計を見て５分前の放送で移動し始め，チャイムで始める。 ・清掃は心を鍛える時間。おしゃべりは控え，隅々まで行う。	○作業５分前放送　／授業１０分前放送
14：20	授業	○遅れることがないよう，準備を済ませる。 ○授業は制服で受ける。	○入室，着席，黙想点検
16：15	帰りの会	○教科連絡の内容や準備物などSTEPに確実にメモをとる。 ○机の中は空の状態にし，指定された教材以外全て持ち帰る。	○文化部による配布物の配布　※帰りの会前に職員室前に取りにくる
16：25	下校	○日直は，翌日に向け教室の環境を整え，担任の先生に終了の報告と日誌の提出をしてから下校する。 ○部活動に早く移動し，用のない人は速やかに下校する。 ○バスを待つ生徒は多目的室で静かに待つ ・２階には残らず，部活・バス待ち以外の生徒は16：45分までに下校する。生徒会等で残る場合も部活動終了時刻には下校する。	○日直の仕事 ○学習部による置き勉点検

2．　身なり・学校生活のきまり

☆　特別な事情がある場合や判断に迷う場合は，必ず事前に担任か生徒指導主任へ相談する。

1　服装（登下校や学習活動は原則として制服を着用する。（ただし，平日の部活動生の下校時，休日の部活動の登下校時，別途職員の指示がある場合を除く。）

(1)　男子制服

ア　冬服は黒の標準学生服（ズボン・上着）とし，上着の下は，白の長袖カッターシャツとする。

イ　夏服は，標準学生服のズボンに白の半袖カッターシャツ（開襟シャツ）とする。

ウ　中間服は，標準学生服のズボンに白の長袖カッターシャツとする。

エ　ベルトは黒一色とし，腰骨より上の位置で締める。

オ　カッターシャツの下に着るものは，華美でないものとする。体操服も可。

カ　タック入り，スリム等は違反ズボンとする。上着は必ずボタンをつけ，本来の形を変えてはならない。

(2)　女子制服

ア　冬服は長袖セーラー服とする。必ず学校指定のタイをつける。

イ　夏服は，グレーの半袖セーラー服とする。必ず学校指定のタイをつける。

ウ　中間服は，白の長袖ブラウスを着用し，ジャンバースカートとする。

エ　上着丈は骨盤のところまでとし，意図的に長さを変えない。

オ　スカートの長さは膝が隠れる程度とし，意図的に長さを変えない。

カ　ブラウス等の下に着るものは，華美でないものとする。体操服も可。

(3)　防寒具

ア　セーター，ベスト，カーディガンを着用してもよい。色は黒色，灰色，紺色，茶色などの華美でないものとし，制服の裾や袖から出ないようにする。また，体育の授業での着用は認めない。

イ　長いジャージズボンを制服の下に履くことは認めない。タイツやスパッツなどを着用してもよい。色は黒色に限定する。ただし，体育の授業での着用は認めない。

ウ　手袋やマフラー，ネックウォーマー，防寒用の帽子は着用してもよいが華美でないものとする。校舎内での着用は認めない。自転車通学生は，安全上の理由からマフラーの着用は認めない。

エ　特に寒さが厳しいときには，登下校時にジャンパー等を着用してもよい。玄関で着脱すること。

(4)　その他

ア　靴下は白紺黒を基調とする。（R7 年度から）ワンポイントやかかと・つまさき・裏に汚れ防止や補強のために色がついているものも認める。ただし，華美でないものとする。ハイソックス，ルーズソックス，スニーカーソックスの着用は認めない。（安全衛生面の観点からもくるぶしが隠れる長さとする。）

イ　ネームを必ずつける。

ウ　男子制服のズボン，女子制服のスカートの中に，下のジャージを着用してはいけない。体育で着用する短パンは着用してもよい。

エ　冬服・中間服・夏服の更衣期間や，防寒具の着用等については，個人の体調や気温に応じて適切な制服を着用する。ただし，儀式的行事については指定の制服でそろえる。

【更衣の目安】
冬服：１１月１日～４月３０日
中間服：５月１日～６月１５日
　　１０月１日～１０月３１日
夏服：６月１６日～９月３０日
防寒具：１２月１日～２月２８日
※　１２月～２月の厳寒期は必ず冬服を着用する。

【儀式的行事の服装】
冬服：１学期始業式，新任式，入学式，２学期終業式，３学期始業式，卒業式予行，卒業式，修了式

夏服：１学期終業式，２学期始業式

2　通学用カバン・補助バッグ

(1)　通学用カバンは学校指定とする。

(2)　補助バッグは学校指定の手提げ式バッグとする。

(3)　カバン，補助バッグはそれぞれキーホルダー１つのみつけることを許可する。ただし，過度に大きいものや華美なものは不可とする。

(4)　部活動で使う補助バッグは顧問の許可を得て，学校内では適切な場所に保管する。

3　靴・上履き

(1)　通学用の靴は，白を基調とする運動靴（紐靴）とする。紐靴は必ず結ぶ。５００円玉程度の大きさまでのロゴを認める。（スニーカーやレジャーシューズ等は認めない。）かかとに必ず記名する。

(2)　室内用の上履きは，学校指定のスリッパとし，学年ごとに色を指定する。表面に必ず記名する。
（令和７年度は１年生：緑色，２年生：青色，３年生：黄色）

(3)　体育館シューズは学校指定のものとする。かかとに必ず記名する。色は赤・青問わない。

(4)　いずれの靴もかかとを踏みつぶしてはいけない。

4　頭髪

(1)　学習や運動に適していること。

(2)　前髪は目にかからない程度に保つ。長い場合は，ピンで留めること。横や前に垂らさないこと。

(3)　後ろ髪が肩にかかる場合は結ぶ。不必要な編み込みはしない。髪を止めたり，編んだりする場合は黒・紺・茶の色のゴムやヘアピン等を使用する。

(4)　禁止とすること

ア　パーマ（ストレートパーマも含む）・脱色・染色・５厘未満。一部だけが極端に長かったり短かったりする髪型，刈り上げが高すぎる髪型（モヒカン・ソフトモヒカン）

イ　必要以上にドライヤーセットしなければならない髪型

ウ　整髪料

5　その他

(1)　使用を認めるもの

リップクリーム，制汗剤，ハンドクリーム，日焼け止め　※全て無香料のものに限る。

(2)　禁止事項

ア　ネックレス，プロミスリング，ピアス（穴を開けない），イヤリング，マニキュア，色つきリップ，香料入りのリップクリーム，香料入りの制汗剤，香料入りのハンドクリーム，口紅，香水，化粧品，時計，カラーコンタクト等を着用または使用すること。

イ　眉毛を剃ったり抜いたりすること。

ウ　爪を伸ばしたり，表面を磨いたりすること。

エ　制服や体操服のシャツをズボンや短パンから出すこと。

オ　学習に必要のないもの（菓子類・漫画・スマホ・個人タブレット・プリクラ・カード・ゲーム機）を持ってくること。鞄や筆箱にキーホルダーはつけない。

カ　各教科で指定された以外の教科書・ノート等の学習用具を学校に置いたまま下校すること。

キ　納入金・電話代以外の金銭を持ってくること。やむを得ず持ってきた場合は担任に届けること。

ク　生徒同士での金銭や教科書(学習用具)の貸し借りをすること。

ケ　ハサミやカッターを含む刃物類などの危険物を持ちこむこと。

コ　学校で生徒同士の手紙のやりとりや交換日記をすること。

サ　授業以外で，職員の許可なく特別教室に入ること。

シ　学校の用具や施設を壊したり落書きをしたりすること。（壊してしまったり，見つけたりした場合は先生に速やかに届け出ること。）

ス　ベランダ出ること（大掃除などを除く）

セ　自分が所属する学級以外の教室に入ること。

ソ　非常階段（３年横階段）を使用すること。

3　バス通学・自転車通学

バス通学

1　バス通学が認められる地域

旧城内小学校校区，旧登尾小学校校区，旧宮田小学校校区の一部（原・舟木地区）

2 バス通学生の心得

(1)　欠席などでバスに乗車しない場合は，他の生徒を通じて必ず乗務員に連絡する。
(2)　出発時刻に遅れない。必ず，乗車5分前には停留所に待機する。
(3)　バスに乗るときは，感謝の気持ちを込めたあいさつをする。
(4)　車内では迷惑になる言動をしない。
(5)　乗務員の注意や指導を素直に聞く。
(6)　緊急時には，勝手な行動をせず，必ず乗務員の指示に従い，静かに落ち着いて行動する。

自転車通学

1 自転車通学が許可される条件

(1)　原則として統合前の神山小学校校区，宮田小学校校区の通学距離が2km以上となる地域に居住する生徒で自転車通学許可申請書を提出し，許可された生徒であること。（許可証を発行する）
(2)　バス通学生のうち，自宅からバスの停留所までが遠い生徒。ただし，(1)と同様の手続きを取らなければならない。
(3)　原則として，(1)および(2)以外では認めない。
(4)　下記の自転車通学のきまりを遵守できること。

2 自転車通学のきまり

(1)　ヘルメットを着用する。その際は，あごひものバックルを必ずかけること。
(2)　日没後の乗車の際は必ず明かりをつけること。
(3)　1台の自転車に二人以上で乗車しないこと。
(4)　道路の左側を通行すること。その際に二台以上で並進しないこと。
(5)　正門から下の横断歩道までは，乗車しないこと。
(6)　道路を横断する際は，降車して渡ること。
(7)　きめられた場所に駐輪すること。
(8)　自転車に不備がある場合は，修理が完了するまでの間自転車通学を禁止する。
(9)　自転車保険に加入すること。
(10)　防犯登録を行うこと。
(11)　年3回の自転車点検を受けること。

以上のきまりを守れなかった場合は以下の罰則を与える。
1．　初回の指導の場合‥3日間の使用停止。自転車は施錠して学校に保管する。
2．　2回目以降の場合‥1週間の使用停止。自転車は施錠して学校に保管する。

3 自転車通学許可の申請について

自転車通学を希望するものは，「自転車通学許可申請書」を学級担任，安全係の職員に提出すること。

4 土・日・祝日の自転車利用者のあつかい

自転車通学生以外が部活動等で土・日・祝日に自転車を利用したい場合**（自宅から中学校以外の移動で通常の通学距離より遠い場合）**，原則として，自転車通学生と同じ扱いとする。「自転車通学生の決まり」を守ること。したがって，自転車の定期点検を受ける必要がある。

4 保健室

1 利用手続きのしかた

ア　保健室を利用したい生徒は，教科担任または学年の職員に連絡する。

イ　当人は，授業を休むことを教科担任へ連絡し，許可を得る。

※ 保健室で休養した様子等を含め養護教諭は担任へ連絡をする。

2 その他

ア　保健室利用時間は**原則1時間**とする。

イ　ベッド・体温計を勝手に使用しない。

ウ　薬品等を勝手に触らない・使わない。

エ　**保健室で休養した場合，部活動には参加せず速やかに下校し，翌日に向け体調を整える。**

オ　感染症対策等のため，上記によらないことがあるので，養護教諭の指示に従うこと。

5　部活動

1　部活動のねらい

部活動は人間形成の場である

部活動の目標は，社会人になって人に信頼され社会に役立つ人となるための基盤作りである。よって部員である前に，それぞれ根占中の生徒であることを自覚して行動をしなければならない。

2　部活動のきまり（心得）

(1) 学校の生徒心得や部活動のきまりを守り，常に学習と部活動の両立に努め，できる限り三年間継続する。

※ 行動を機敏に，集中力を高め，無駄な時間を無くせば両立は可能になる。

(2) 部活動でのあいさつはもちろん，日常のあいさつもしっかりするなど，礼儀正しくする。

・「あいさつ」と「感謝の心」を大切にする。

(3) すべてに機敏な行動をとる。

・集合や移動，更衣，準備・後片づけなどを機敏にする。そのためには，気配りをして行動する。

(4) みんなと仲良くできる生徒になる。

・常に仲間のことを考え，仲間と協力して活動するように心がける。友だちの批判をするより，自分や仲間のことを考えて行動することが大事である。

(5) 自ら進んでやる，やる気のある生徒になる。

(6) 入部・休部・退部する時は，別紙届書をもって行う。

ア　入部届け・・・本人・保護者 → 学級担任 → 本人 → 顧問 → 校長

イ　退部届け・・・本人・保護者 → 顧問・学級担任 → 全職員 → 校長

3　部活動の申し合わせ事項

(1) 決められた場所で，定められた時間内に効果的な規律ある練習を行う。

(2) **部活動生としてふさわしくない言動がみられる生徒については，顧問会で協議する場合もある。部活動の参加や大会出場等については状況を総合的に判断し，練習停止や大会出場停止を決定する場合がある。**

(3) 週ごとに平日1回（原則水曜日）と，土日のどちらかを休養日とする。土曜日・日曜日を大会等でやむを得ずどちらとも実施する場合は，次週の平日に2日休養日を設ける。また，第3土曜日は，南端まちづくり等，地域の青少年育成活動へ積極的に参加する。

(4) 練習時間は次のとおりとし，この時間を厳守すること。

（日没によって部活動終了時刻を変更することもある）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
下校バス1便	17:00	17:00		12：30		17:00		16：55				17：00
部活動終了時刻	18：15	18：30				18：30	18：15	18：00	17：30		17：45	18:00
下校バス最終便	18：30	18：45				18：45	18：30	18：15	17：55		18：00	18:15

※9月体育大会後は18：15分終了　　10月新人戦後は17：30終了

注1） **活動終了後，15分以内に必ず校門を出ること。完全下校時刻（バス最終便の時刻）を守る。**

注2） 長期休業中の練習時間については別に定める。但し，バスの運行については朝及び昼の各1便の運行とする。

注3） 1年生については，見学・体験入部期間は17：30に下校すること。

(5) 試合1週間前等の練習時間の延長は，各部後援会での了解（生徒送迎の体制を整えて）を得てから職員会に申し出て承諾を得る。

(6) テスト前の練習停止は，次の通りとする。

中間テスト　→　5日前から停止　　期末テスト　→　7日前から停止

(7) **朝練がある場合も制服で登校する。**

(8) 練習終了後は，ただちに清掃を済ませ，更衣をし，速やかに下校する。下校時の服装はその部の練習着でもよい。

(9) 土・日曜日の練習に参加するときは，その部の練習着で登校してもよいが，私服での参加は禁止する。

(10) 学校が休みの日に部活に登校した時も，買い食いや不要物の持ちこみは厳禁である。昼食の準備ができなかった場合は必ず顧問の先生に相談する。

(11) 部活動終了後は原則として自宅に帰る。やむを得ない場合は必ず顧問の先生に相談する。

(12) 部室には部活動用具以外の物を置かない。また部活動以外で使用してはならない。施錠をしっかりとする。月に1度，部活動係で部室の点検を実施し，適切に使用されていない部室について使用停止も含めて指導をおこなう。